

高台まちづくり事業での移転先を浸水しない高さとすることを求める陳情
(建設委員会付託)

受 理 番 号 第 7 4 号

受理年月日 令和 7 年 5 月 3 0 日

付託年月日 令和 7 年 6 月 1 2 日

陳 情 者

陳 情 原 文 東京東部低地における高台まちづくりは、避難場所、防災拠点、非
浸水動線を確保しうる優れた手法であると受け取れます。現在、篠崎公園地区高
台まちづくりに引き続き、その下流側、京葉道路までの江戸川沿川で、篠崎周辺
地区高台まちづくりもモデル地区としての検討が始まっています。これらの高台
まちづくりには高規格堤防整備事業が含まれており、篠崎公園地区や篠崎周辺地
区は最大浸水深さが 3 m に及ぶとされています。

高規格堤防整備では、地区住民は現存住宅の除却に引き続き、新たに住宅を再
建することが必要です。その多くは高規格堤防盛土造成工事の間、仮住まいを余
儀なくされる中断移転になります。

高規格堤防盛土は堤防の高さの 3 0 倍の幅を持つと説明されていて、約 1 / 3
0 の傾斜面になります。住民が住宅を再建する宅盤は、その傾斜面に擦り付けた
平地として用意され、階段状の宅地が出来上がることが一般的です。宅盤の高さ
は、川に近いところは高く、川から離れるに従って宅盤は低くなり、最終的には
ほぼ既存地盤の高さになります。

川に近いところに換地された場合は非浸水高さに住宅を再建できますが、川か
ら離れたところでは、そのままでは浸水が予想されるところに再建を余儀なくさ
れることになります。川に近くても、川から離れていても、再建する負担は高さ
によらず変わりはありません。しかし、川に近いと浸水を免れ、川から離れると
浸水するかもしれないという不均衡が生じます。

住宅を再建するという負担は住民にとって決して簡単なものではありません。
それなのに、高規格堤防を採用することによって、再建後の浸水リスクに不均衡
が生じるなどということがないように、高台まちづくりにおいては、移転先の宅
盤高さを浸水しない高さとするを是非ご検討されるようお願い申し上げます。
つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

高台まちづくり事業での移転先を浸水しない高さとするを求めます。